

国民年金



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

年金の相談やお手続きの際は、ぜひ「予約」を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
◆お申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570・05・4890」または、お近くの年金事務所に、電話・来訪時にお申し込みください。

・**茨城県年金事務所** ☎0279・22・1614

がん市民公開講座

Uターンの受け皿となる次世代の地域医療を目指して

日時

12月2日（日）午後1時～

会場

国立病院機構沼田病院

地域医療研修センター

参加者 どなたでも

参加料 無料

第1部 午後1時10分～40分

基調講演 「21世紀の Medical Villageの

構築に向けて」病気があっても病人ではない」

講師 順天堂大学医学部病理・腫瘍学教授 樋野興夫先生

座長 岩波総合診療部長

第2部 午後1時40分～2時50分

パネラー 根岸副院長

青山地域医療連携係長

パネラー 医師・看護師 5名

お申し込み・お問い合わせ

国立病院機構沼田病院が

ん診療推進室

☎0278・23・3972

11月は労働保険適用促進強化期間です

事業主の皆様、労働保険の成り立ち、お申し込み、お手続きは、お済みですか？

労働保険（労災保険）と

「雇用保険」の総称は、政府が管理・運営している強制的な保険です。農林水産業の一部を除き労働者を一人でも雇用している事業主はすべて加入が義務付けられています。

労働保険は、業務災害や通勤途上災害を被った労働者や、その遺族に対して必要な保険給付を行う制度です。雇用保険は、労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由等が生じた場合に必要給付を行う制度です。

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、労働保険の「未手続事業の一掃」を主要課題と位置づけて、労働保険の未手続事業の解消を図るべく広報活動を実施しています。

加入の手続き、ご相談は、群馬労働局労働保険徴収室又は最寄りの労働基準監督署、ハローワークへお願いいたします。

お問い合せ 群馬労働局 総務部 労働保険徴収室 ☎027・896・4734

光回線サービスの勧誘や契約は内容をよく理解してから！

NTT東（西）日本から光回線を借り受けた光コラボレーション事業者の新規参入が増え、これらが提供する光回線サービス（コラボ光）の相談が寄せられています。

光コラボ事業者との契約はNTT東（西）日本との契約ではありません。「安くする」と勧誘されても他の不要なオプションサービスがつけられていたりして、高くなる場合もあります。

勧誘されてもすぐに返事をせず、勧誘している事業者名や連絡先、光コラボ事業者名、サービス名など契約内容を細かく確認してから冷静に判断するようにしましょう。内容が理解できない、必要がないと思った場合はきっぱり断りましょう。届いた書面には必ず内容を確認しましょう。

コラボ光は電気通信事業法の解約ルール「初期契約解除制度」の対象です。解約したいと思ったら、放置せずすぐに光コラボ事業者に申し出ましょう。ご心配な時や対処に困ったときはご相談ください。

相談・お問い合わせ 吾妻郡消費生活センター ☎75・1166

又は消費者ホットライン「1080（いやや）」